

事務連絡
令和3年8月19日

各都道府県 防災担当部局長 殿
災害廃棄物担当部局長 殿
各都道府県・政令市 都市局所管 災害復旧事業担当部局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(普及啓発・連携担当)
国土交通省都市局都市安全課長
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長

令和3年8月の大雨に係る災害廃棄物等の搬出における分担・連携について

今般の令和3年8月の大雨により発生した宅地内からの片付けごみ、がれき等の災害廃棄物、流木、土砂等(以下「災害廃棄物等」という。)については、速やかな撤去が求められるところであり、被災地の市町村においては、被災の状況に応じて、環境省所管の災害等廃棄物処理事業、国土交通省所管の堆積土砂排除事業等を活用し、また、災害派遣された自衛隊の支援やボランティア、NPO等の支援も得ながら、撤去作業を進めていただくこととなります。その際、速やかな撤去のためには、撤去作業を行う者同士が連携、協力、調整して、効果的、効率的に進めることが重要であることから、下記について、貴都道府県管下の関係市町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

市町村内で、災害廃棄物等の宅地からの撤去、仮置場や処分場までの運搬等の作業を行う際には、作業の実施主体となる市町村の環境部局や都市部局(これらから受託して作業を行う事業者を含む。)は、自衛隊、ボランティアの活動調整を行う社会福祉協議会やNPO等団体と連携し、作業現場が混乱することのないよう、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うこと。また、必要に応じて『災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル(令和2年8月7日 環境省・防衛省作成)』を参照すること。

特に、宅地から搬出された災害廃棄物等が、当該宅地前の道路等に堆積し、交通の障害等が発生させることのないよう、仮置場や処分場への搬出までの作業分担を明確にするよう市町村が調整すること。

【連絡先】

(災害ボランティア活動の連携・協働に関すること)

内閣府政策統括官(防災担当) 付 谷口、江川、駒井 TEL: 03-3502-6984

(堆積土砂の排除に関すること)

国土交通省都市局都市安全課 荒谷、藤野 TEL: 03-5253-8402

(災害廃棄物の処理に関すること)

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 小野 TEL: 03-5521-8358

災害廃棄物等の搬出に係る分担・連携の例

(参考)

- 市町村（環境部局、都市部局）は、ボランティア（社会福祉協議会）・NPO等と分担・連携して、必要な場合は自衛隊の支援も得ながら、災害廃棄物等の処理を実施。（市町村は、環境省事業、国土交通省事業等により実施。）
- 特に、ボランティア・NPO等の活動で搬出された災害廃棄物等が、当該宅地前の道路等に堆積し、交通の障害等を発生させることのないよう、市町村が調整し、仮置場への災害廃棄物等の搬出を確実にする。



市町村による災害廃棄物等の収集運搬計画

連携・調整

ボランティア・NPO等の活動計画



作業実施地区や作業内容を調整、分担する等の例



(※) 自衛隊による支援は、都道府県知事からの災害派遣要請が必要